

<報道発表資料>

環境施策（新規）

平成22年9月17日

排出量取引制度で東京都と連携協定を締結しました

(同時発表 都庁記者クラブ)

排出量取引制度は、事業者のCO₂削減量（クレジット）の過不足を事業者間で取引可能とするものであり、現在、国でも制度の検討が進んでいます。温暖化対策が「待ったなし」の状況にある中で、国の動きを待つことなく、地方自治体としてできるところから積極的にチャレンジしていくことが求められています。このため、埼玉県では平成23年4月から「目標設定型排出量取引制度」を開始します。また、東京都は本年4月から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を実施しています。排出量取引制度は経済的手法を用いてCO₂削減を図ることから、より広域的に取り組むことが効果的であり、このたび、首都圏への排出量取引（キャップ&トレード）制度の波及に向け、協定を締結しました。

この協定は、両都県の制度の実効性を高めるのに効果があるとともに、低炭素型の新しいビジネスの創出を一層促進することになります。

●概要

埼玉県と東京都は首都圏のキャップ&トレード制度の波及に向け、以下について連携して取り組むものとする。

1. 埼玉県と東京都はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
2. 埼玉県と東京都は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
3. 埼玉県と東京都は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。

キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた
東京都と埼玉県の間接に関する協定

いま地球温暖化は人類が直面する喫緊の課題であり、温暖化の進行は我々に一刻の猶予も与えてくれない。対策を実行する意思と能力を有する者が先行して取組を推進することが求められる。

大量のエネルギーを消費する首都圏は、一国家に相当する経済規模と温室効果ガス排出量があり、わが国経済を牽引する拠点であるとともに温室効果ガス排出削減に対する責務を有する。こうした中で、東京都はすでに「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を実施しており、埼玉県は「目標設定型排出量取引制度」を平成23年4月から開始する。

わが国においては、いまだ国家レベルにおいて実効性あるキャップ&トレード制度が実現されていないが、世界においても国家の制度を待たず、準国家政府レベルの対策を進めようとする動きが強まっている。東京都と埼玉県がキャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けて連携することは、わが国の国家レベルの制度を推進する上でも大変重要である。

また、この取組は、両都県の制度の実効性を高めるのに効果があるとともに、低炭素型の新しいビジネスの創出を一層促進することになる。

こうしたことから、東京都と埼玉県は、首都圏でのキャップ&トレード制度の波及に向け、以下について連携して取り組むものとする。

- 1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
- 2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
- 3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。

平成22年9月17日

東京都知事 石原 慎太郎

埼玉県知事 上田 清司